

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当る日は翌日)

目 次

◇規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇公安規則

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察証明書交付手数料条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「この規則で、」の下に「「災害」、」を、「規定する」の下に「災害、」を加える。

第六条の三中「七万円」を「九万円」に改める。

第七条中「第八条」を「第九条」に改める。

第十六条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「休養」の下に「若しくは療養」を、「リハビリテーション」の下に「(以下「外科後処置等」という。)を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、外科後処置等で知事の指定する施設において行うことが困難なものについては、これに必要な費用を支給することができる。

第十六条第三項を削り、同条第二項中「外科後処置」の下に「又は療養」を加え、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 実施機関は、外科後処置等を行うべき者の要件をあらかじめ知事と協議して定めなければならない。

第二十条第一項中「休養をとり」を「休養し、若しくは療養を受け」に、「外科後処置に」を「外科後処置等に」に改める。

第二十五条第三項中「休養をとり」を「休養し、若しくは療養を受け」に改める。

附則第四項を附則第十項とし、附則第三項を附則第九項とし、同項の前に次の六項を加える。

3 条例附則第三条第一項の規定による一時金（以下「前払一時金」という。）の支給に係る申出は、遺族補償年金の最初の支払に先立つてしなければならない。ただし、既に遺族補償年金の支払があつた場合であっても、条例第三条第二項の規定による通知があつた日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、当該申出をすることができる。

4 前項の申出は、様式第二十一号による請求書を当該職員死亡の直前に勤務した公署を経由して実施機関に提出してしなければならない。

5 第八条の規定は、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が二人以上あるときにおける前払一時金の請求及び受領について準用する。

6 附則第三項の申出は、同一の災害につき二回以上行うことができない。

7 前払一時金の額は、補償基礎額の千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうち、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族（附則第五項の規定により代表者が選任された場合には、当該代表者。以下この項において同じ。）が申し出た額とする。ただし、附則第三項ただし書の規定による申出の場合には、補償基礎額の八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうち、補償基礎額の千倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る遺族補償年金の額を差し引いた額を超えない範囲内で遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出た額とする。

8 条例附則第三条第二項の規定により遺族補償年金の支給が停止される期間は、当該遺族補償年金を支給すべき事由の生じた日の属する月の翌月（附則第三項ただし書の規定による申出が行われた場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が前払

一時金の額に達するまでの間とする。

一 前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支払期月から一年を経過した月（次号において「一年経過月」という。）前の各月に支給されるべき遺族補償年金の額の合算額（附則第三項ただし書の規定による申出が行われた場合には、当該申出が行われた日の属する月以前の期間に係る遺族補償年金の額を除く。）

二 一年経過月以後各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、百分の五にその経過した年数（当該年数に一未滿の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額の合算額

様式第一号中「様式第1号」を「様式第1号（第4条関係）」に改める。

様式第二号中「様式第2号」を「様式第2号（第7条関係）」に改める。

様式第三号中「様式第3号」を「様式第3号（第7条関係）」に改める。

様式第四号中「様式第4号」を「様式第4号（第7条関係）」に改める。

様式第五号中「様式第5号」を「様式第5号（第7条関係）」に改める。

様式第六号中「様式第6号」を「様式第6号（第7条関係）」に改める。

様式第七号中「様式第7号」を「様式第7号（第7条関係）」に改める。

様式第八号を次のように改める。

様式第8号 遺族

様式第九号中「様式第9号」を「様式第9号（第7条関係）」に改める。

様式第十号中「様式第10号」を「様式第10号（第7条関係）」に、「70,000円」を「90,000円」に改める。

様式第十一号中「様式第11号」を「様式第11号（第7条関係）」に改める。

様式第十二号中「様式第12号」や「様式第12号(第10条関係)」に於ける。
 様式第十三号中「様式第13号」や「様式第13号(第10条関係)」に於ける。
 様式第十四号中「様式第14号」や「様式第14号(第11条関係)」に於ける。
 様式第十五号中「様式第15号」や「様式第15号(第14条関係)」に於ける。
 様式第十六号中「様式第16号」や「様式第16号(第14条関係)」に於ける。
 様式第十七号中「様式第17号」や「様式第17号(第20条関係)」に於ける。
 同様の注釈事項の中に「休養」や「外科後処置、休養、療養」に於ける。
 様式第十八号中「様式第18号」や「様式第18号(第20条関係)」に於ける。

8 福祉施設の種別	<input type="checkbox"/> 補装具 <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 再支給
	<input type="checkbox"/> 外科後処置 <input type="checkbox"/> 休養 <input type="checkbox"/> リハビリテーション <input type="checkbox"/> その他
9 内容及び理由	

8 福祉施設の種別	<input type="checkbox"/> 補装具 <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 再支給
	<input type="checkbox"/> 外科後処置 <input type="checkbox"/> 休養 <input type="checkbox"/> 療養 <input type="checkbox"/> リハビリテーション <input type="checkbox"/> アフターケア <input type="checkbox"/> その他
9 理由及び内容	(予定金額) 円

に於ける。同様の注釈事項の中に「又はリハビリテーション」や「療養、

リハビリテーション又はアフターケア」に於ける。
 様式第十六号中「様式第19号」や「様式第19号(第26条関係)」に於ける。
 同様の注釈事項の中に「3 休養」や「3 休養又は療養」に於ける。
 様式の注釈事項の中に「3 休養」を「3 休養又は療養」に於ける。
 「及び休養」や「及び休養若しくは療養」に於ける。
 様式第二十号中「様式第20号」や「様式第20号(第26条関係)」に於ける。
 同様の注釈事項の中に「療養」に於ける。

様式第21号 (附則第4項関係)

条例附則第3条の一時金請求書

(表面)

(実施機関の職氏名)		請求年月日	年	月	日
股		請求者(代表者)の氏名	住	所	ⓐ
下記の条例附則第3条の規定による一時金を請求します。		死亡職員との続柄			
1	条例附則第3条の一時金請求金額の計算	(補償基礎額)	(倍数)	円 × $\frac{1}{\text{ }} =$ 円	
2	条例附則第3条の一時金請求額	受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合	代表者を選任した場合	円 = 円	
3	条例附則第3条の一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償年金の額	年	月	分	から
4	補償基礎額の千倍に相当する額から8の額を差し引いた額	年	月	分	まで
5	条例第3条第2項の通知を受けた年月日	年	月	日	
受	理	年	月	日	支
決	定	年	月	日	払
		決定金額		年	月
				日	円

(裏面)

〔注意事項〕

- 請求者は、**※**印の欄には記入しないこと。
- 「1 条例附則第3条の一時金請求金額の計算」の欄中「(倍数)」の欄には、請求者(代表者)が選択する条例附則第3条の一時金の額の算定の基礎となる倍数を記入すること。
- 遺族補償年金の最初の支払に先立つて条例附則第3条の一時金の支給の申出をする者は、「3 条例附則第3条の一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償年金の額」及び「4 補償基礎額の千倍に相当する額から3の額を差し引いた額」の欄には記入しないこと。
- 請求者が2人以上ある場合で、代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等その者が代表者であることを認めることができる書類、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類を添付すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定（第六条の三を除く。）は、昭和四十九年十一月一日から適用する。
- 3 改正後の規則第六条の三の規定は、昭和四十九年四月一日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 4 昭和四十九年四月一日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償に関する議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和四十九年三月鳥取県規則第十一号）附則第三項の規定の適用については、同項中「改正後の規則」とあるのは、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和五十年三月鳥取県規則第八号）による改正後の規則」とする。

公安委員会規則

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月十九日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

鳥取県公安委員会規則第四号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則（昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

定員配置表

職員別 課署別	警 察 官						一般 職員
	警視	警部	警部補	巡査 部長	巡査	計	
秘書課	1	1				2	15
会計課	1					1	18
警務課	3	4	13	26		46	20
教養課	1	2	1	1		5	5
厚生課		1				1	7
監察官	1	2	1			4	1
捜査第一課	2	3	5	11		21	6
捜査第二課	1	3	4	6		14	2
防犯課	1	3	3	3		10	6
鑑識課	1	2	1			4	10
科学捜査研究室							9
警備課	2	4	9	14		29	4
外勤課	2	2	6	13	39	62	2
機動隊	1	1	1	2	14	19	1
交通企画課	2	2	3	1		8	6
交通指導課	1	4	5	10	31	51	2
運転免許課	2	1	4	3	1	11	29
警察学校	1	3	3	1	40	48	6
小計	23	38	59	91	125	336	149
岩美署	1	1	2	7	13	24	3
鳥取署	1	5	17	42	87	152	15
郡家署	1	2	4	12	25	44	7
智頭署	1	1	2	6	13	23	3
浜村署	1	1	3	7	15	27	3
倉吉署	2	5	11	26	54	98	13
八橋署	1	1	4	8	22	36	5
米子署	1	5	17	42	96	161	22
境港署	1	4	6	12	25	48	9
溝口署	1	1	2	6	12	22	3
黒坂署	1	1	2	6	14	24	3
小計	12	27	70	174	376	659	86
合計	35	65	129	265	501	995	235

附 則

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月二十日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

鳥取県公安委員会規則第五号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則(昭和三十年十一月鳥取県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。
第十二条第一項中「昭和四十二年改正条例附則第八条の一時金請求書」

を「前払一時金請求書」に改め、同条第三項中「第二項」を「第六項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

様式第一号中「様式第一号」や「様式第一号(第2条関係)」及び「様式第二号」や「様式第二号(第3条関係)」及び「あなたがおつた」や「治つた」及び「あなたが死亡した協力援助者の葬祭を行なつた者である場合は、給付基礎額の60倍に相当する額の葬祭給付を受けることができます。」や「あなたが死亡した協力援助者の葬祭を行つた者である場合は、90,000円に給付基礎額の30倍に相当する額(その額が給付基礎額の60倍に相当する額に満たないときは、給付基礎額の60倍に相当する額)の葬祭給付を受けることができます。」と改める。

- 様式第三号中「様式第三号」や「様式第三号(第5条関係)」及び「様式第四号」や「様式第四号(第5条関係)」及び「様式第五号」や「様式第五号(第5条関係)」及び「様式第六号」や「様式第六号(第5条関係)」

4 葬祭給付請求金額
(給付基礎額) × 60 =

円

4 葬祭給付請求金額

給付基礎額 円

(A) 90,000円 + (B) 給付基礎額 円 × 60 =

(A) (B)のうち高

い方の金額 (A)

× 30) =

円

円

(B) 円

「請求者」を「1 請求者」

2 該当する□に/印を記入すること。

- 様式第七号中「様式第七号」や「様式第七号(第5条関係)」及び「様式第八号」や「様式第八号(第5条関係)」及び「様式第九号」や「様式第九号(第5条、第7条関係)」
- 様式第十号中「様式第十号」や「様式第十号(第7条関係)」
- 様式第十一号中「様式第十一号」や「様式第十一号(第7条関係)」
- 様式第十二号中「様式第十二号」や「様式第十二号(第8条関係)」
- 様式第十三号中「様式第十三号」や「様式第十三号(第8条関係)」
- 様式第十四号中「様式第十四号」や「様式第十四号(第9条関係)」
- 様式第十五号中「様式第十五号」や「様式第十五号(第9条関係)」

様式第二十号中「様式第20号」を「様式第20号(第12条関係)」に改める。

様式第二十一号中「様式第21号」を「様式第21号(第15条関係)」に改める。

様式第二十二号中「様式第22号」を「様式第22号(第15条関係)」に改める。

様式第二十三号中「様式第23号」を「様式第23号(第16条関係)」に改める。

様式第二十四号中「様式第24号」を「様式第24号(第16条関係)」に改める。

様式第二十五号中「様式第25号」を「様式第25号(第18条関係)」に改める。

様式第二十六号中「様式第26号」を「様式第26号(第18条関係)」に改める。

様式第二十七号中「様式第27号」を「様式第27号(第18条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県警察証明書交付手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月十九日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

鳥取県公安委員会規則第六号

鳥取県警察証明書交付手数料条例施行規則の一部を改正する規則

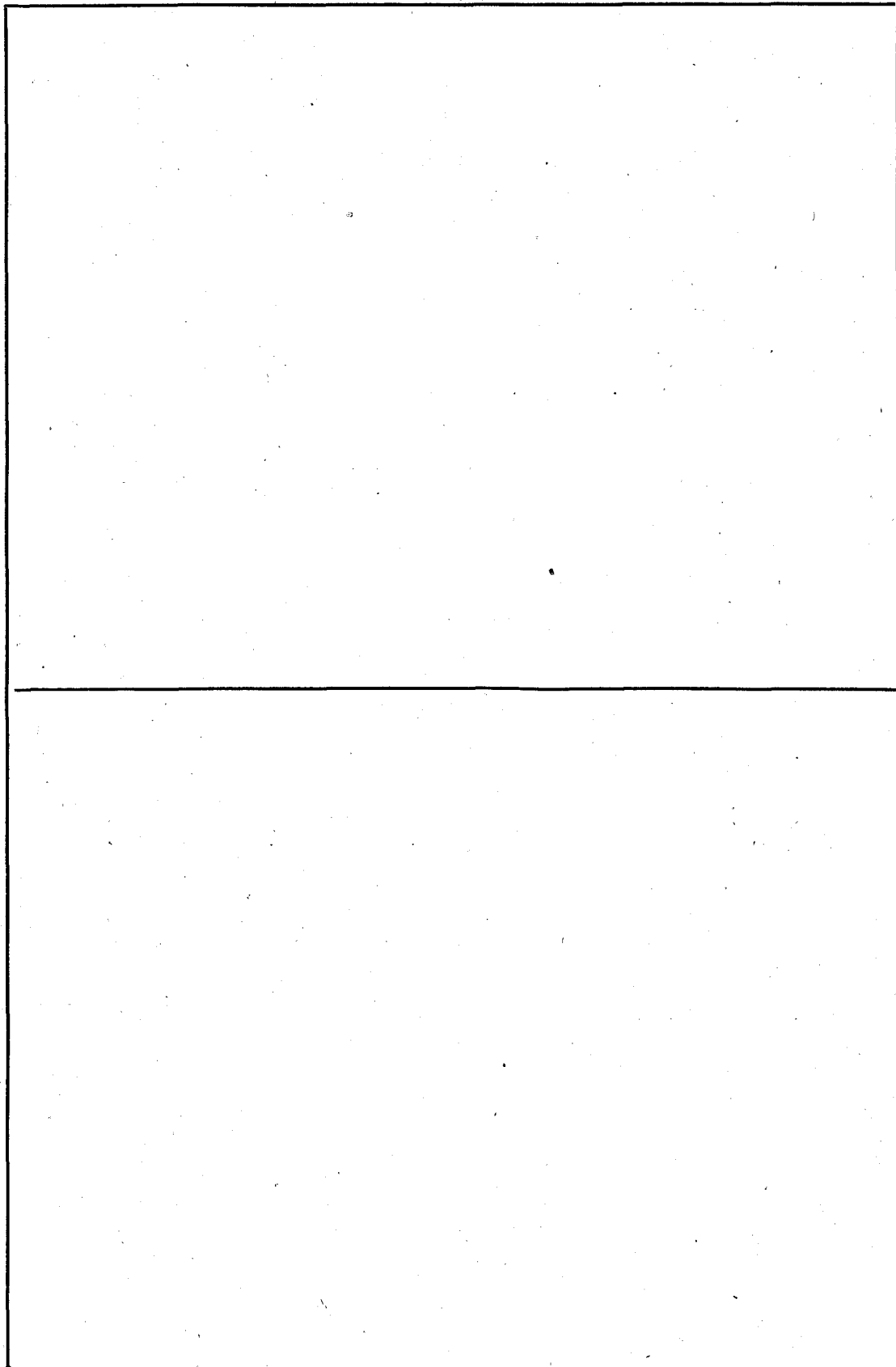
鳥取県警察証明書交付手数料条例施行規則(昭和三十四年三月鳥取県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条第一項中「証明書交付手数料」を「証明手数料」に改める。

第二条中「副本」を「正本」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。



鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月500円。郵送料を含む。）を添えて3月25日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

昭和 年 月 日から昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部購

読したので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥取県知事 平 林 鴻 三 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】